

奥州市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月24日

奥州市監査委員 千 田 永  
奥州市監査委員 千 葉 洋 一  
奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の実施期日

予備監査 令和元年9月19日、20日及び24日

本監査 令和元年9月30日

(2) 監査の対象

ア 財政的援助を与えているもの（補助金）

| 団体名          | 補助金等名称            | 担当部課等          |
|--------------|-------------------|----------------|
| 奥州市公衆衛生組合連合会 | 奥州市公衆衛生組合連合会事業補助金 | 市民環境部生活環境課     |
| 奥州胆沢劇場実行委員会  | 胆沢劇場事業補助金         | 胆沢総合支所地域支援グループ |

イ 法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの

| 団体名              | 施設の名称         | 担当部課等          |
|------------------|---------------|----------------|
| 江刺開発振興株式会社       | 奥州市種山高原交流施設   | 商工観光部商業観光課     |
| 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会 | 江刺高齢者生産活動センター | 江刺総合支所健康福祉グループ |

(3) 監査事項

平成30年度に市が財政的援助を与えているもの又は公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務の執行

(4) 監査の目的及び着眼点

財政援助に係る事業又は公の施設の管理について、事業等が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、団体及び市の事務が適正に執行されているか、市の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

(1) 財政援助（補助金）

ア 奥州市公衆衛生組合連合会事業補助金

団体名 奥州市公衆衛生組合連合会

担当部課等 市民環境部生活環境課

補助金の額 8,794,640円（補助対象事業費 10,156,980円）

根拠法令等 奥州市補助金交付規則

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

イ 胆沢劇場事業補助金

団体名 奥州胆沢劇場実行委員会

担当部課等 胆沢総合支所地域支援グループ

補助金の額 1,036,000円（補助対象事業費 3,692,599円）

根拠法令等 奥州市補助金交付規則

監査の結果 補助金に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

(2) 公の施設の管理（指定管理）

ア 奥州市種山高原交流施設

団体名 江刺開発振興株式会社

担当部課等 商工観光部商業観光課

協定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理料 12,831,000円（平成30年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、奥州市種山高原交流施設条例、同条例施行規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

イ 江刺高齢者生産活動センター

団体名 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会

担当部課等 江刺総合支所健康福祉グループ

協定期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

指定管理料 5,768,000円（平成30年度）

根拠法令等 奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例、同条例施行規則、江刺高齢者生産活動センター条例、同条例施行規則、江刺高齢者生産活動センター運営協議会規則

監査の結果 公の施設の管理に係る事務について、良好に執行されていたと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。